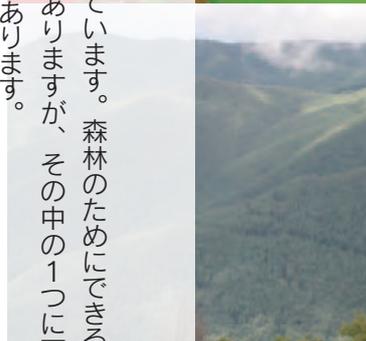


# 国際森林デー



3月21日が「国際森林デー」になりました。

国際森林年(2011年)において世界各地で行われた森林への意識向上の取組をさらに活性化させるため、昨年12月、国連は毎年3月21日を「国際森林デー」とすることを決議しました。

世界では、2000年から2010年までの10年間に、我が国の国土面積の約14%にも相当する森林が減少しており、持続可能な森林経営や生物多様性の保全をどのように実現していくかが大きな課題となっています。また、世界の森林は、地球温暖化による影響にも直面しつつあります。

これらはすべて人類の経済活動に起因するものであり、森林減少が続いている開発途上地域だけでなく、世界の各国それぞれが持続可能な社会の実現に向けて努力していかねばなりません。

林野庁では、「国際森林デー」制定を受けて、環境問題に取り組む企業やNPO等とも協力し、森林の大切さや国産材利用の意義を広く呼びかけます。

国際森林デーを機会に「木づかい」をはじめませんか。

国連の決議では、森林と樹木の大切さについての意識向上と森林のための行動を

求めています。森林のためにできることは様々ありますが、その中の1つに「木づかい」があります。

木材とりわけ国産材を利用することは、林業経営の意欲を高め、森林の適切な管理や森林吸収量の増加にもつながっていきま

す。木材は、鉄やコンクリートと比べて、製造時に排出される二酸化炭素の量が少なく、また、バイオマスとしてエネルギー利用することも可能といった優れた特長があり、持続可能な社会には欠かすことのできない資源です。

日本では、戦後に植えられたスギやヒノキが大きく育ち、毎年、森林資源が増え続けており、これらの森林から生産される木材を持続可能な形で利用していくことは十分に可能な状況です。

しかし、平成22年の木材自給率は約26%に留まっており、せつかくの森林資源がうまく活用されていません。また、木材の使用量そのものも減少傾向にあります。

持続可能な資源である木材とりわけ国産材を我が国の社会の中で最大限に活用していくことが、世界の森林や地球環境に対する私たちの責任と言えるのではないのでしょうか。

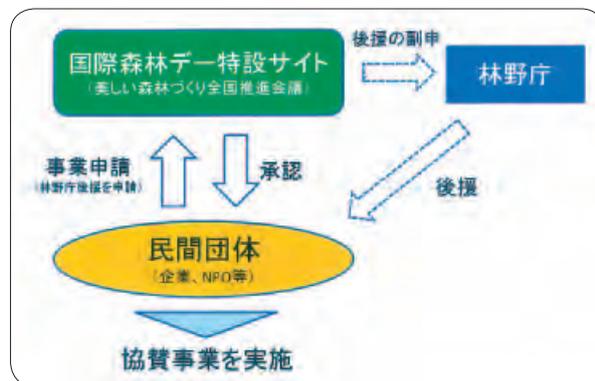
春は新しい生活が始まる季節です。皆さんも国産材を使った製品を生活にぜひ取り入れてみませんか。

## 国際森林デー記念キャンペーン参加団体の募集

林野庁は、美しい森林づくり全国推進会議と協力し、「国際森林デー」制定の広報、森林や国産材利用に関する普及・啓発に協力いただける企業、NPO等の民間団体を募集しています。個々の団体の取組は、3月21日以外に行われるものであっても構いません。また、参加いただいた団体の取組は、右記の特設サイトにおいて紹介させていただきます。

なお、国際森林デーのロゴマークについては、今後、国連森林フォーラム(UNFF)から公表されることとなっており、特設サイトを通じて日本語版のロゴマークを提供する予定です。

参加を希望する団体は、特設サイトから申し込み、承認を受けてください。なお、申込み期限は5月31日(金)となっています。



<http://www.mori-zukuri.jp/>

# 3月21日は

## 国際森林デー

(2012年12月21日付 国連総会決議A/RES/67/200、林野庁 仮訳)

国連総会は、

2011年の国際森林年に関する2006年12月20日付の国連総会決議61/193を想起し、

国際森林年が、すべてのタイプの森林と森林外の樹木が現在及び将来世代にもたらす便益のために持続可能な経営、保全と持続可能な開発を強化することについての意識向上のために果たした、国、地域、国際的行動への有用な貢献に留意し、

その年以後、森林と持続可能な森林経営について記念し、活動を行い、意識を向上するための世界的に認識された日付が設定されていないことを考慮し、

既に多数存在する、すべてのタイプの森林及び森林外の樹木を祝い尊ぶ、地域レベル、国レベル、サブ国レベルの記念日及び国際イベントを認識し、

第37回国連食糧農業機関総会報告<sup>(※)</sup>に留意し、また、2011年7月27日付の国連経済社会理事会決議2011/250を想起し、

国際年及び記念日に関する1980年7月25日付の国連経済社会理事会決議1980/67並びに1998年12月15日付国連総会決議53/199、2006年12月20日付国連総会決議61/185を再確認し、

1971年11月の第16回国連食糧農業機関総会において、毎年3月21日を世界林業デーとすることをメンバー国が支持したことに留意し、

- 1 すべてのタイプの森林と森林外の樹木を祝い、その大切さについての意識向上を図るため、毎年3月21日を世界森林デーとすることを宣言し、2013年から開始し；
- 2 すべてのメンバー国が、それぞれの国内事情に照らして適切に、すべてのタイプの森林と森林外の樹木に関する、具体的な活動を行い推進することにこの国際日をあてることを招請し、
- 3 すべてのメンバー国が、それぞれの国において最も適切な時期に、植樹キャンペーンなど、すべてのタイプの森林と森林外の樹木に関連した行動を取ることを奨励し、
- 4 国連経済社会理事会決議1980/67別添の各条項を意識しつつ国連森林フォーラム事務局が国連食糧農業機関と連携し、政府、森林に関する協調パートナーシップ、地域及びサブ地域国際機関とプロセス、並びに関連するメジャーグループと協力して本国際デーの実施を促進することを要請し、この決議の実施により生ずるすべての活動のコストは任意拠出によるべきであり、この特定の目的のための任意拠出の利用可能性及び提供いかんによるものであることを強調し、第70回国連総会において、本決議を実施した結果としての活動について焦点を絞った簡潔な報告書、とりわけ国際森林デーの評価について詳述したものを、を提出することを国連事務総長に要請する。

※ 第37回国連食糧農業機関総会(2011年6月25日～7月2日)報告参照(C 2011/REP)